

福知山市監査委員告示第9号

令和2年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、  
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年3月24日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 足立 伸一

福祉保健部 子ども政策室

| 監査の結果  | 講じた措置   |
|--|---|
| <p>1 契約について</p> <p>業務委託において、起案文書に記載の支払方法が契約書に反映されておらず、契約書が修正されないまま処理されているものがあつた。</p> | <p>1 契約について</p> <p>業務委託の起案内容が契約書に正確に反映されているか確認を徹底した。また、契約を修正する場合の修正方法を共有した。</p> |

会計室

| 監査の結果   | 講じた措置   |
|---|---|
| <p>1 債権管理について</p> <p>歳入歳出外現金において、振替処理を行っているにもかかわらず出納簿に記帳されていないものがあつた。</p> | <p>1 債権管理について</p> <p>今後、振替処理による払出しについても歳入歳出外現金出納簿に払い出した旨記帳を行い、振替伝票とともに閲覧し複数の職員で確認することとした。</p> |

市長公室 職員課

| 監査の結果  | 講じた措置   |
|--|---|
| <p>1 文書取扱について</p> <p>公用車運転登録申請において、公用自動車使用規則で規定された市長の特認事項による許可の決定が、市長決裁ではなく課長決裁で処理されているものがあつた。</p> | <p>1 文書取扱について</p> <p>昭和57年の規則制定時には新規採用職員が公用車を運転する業務は限定的であつた。しかし、現在は業務の態様が変化する中で、入庁時から多くの部署において、業務遂行上、公用車の運転は一般的に不可欠な状態となっている。</p> <p>このことから、市長の特認事項による許可の決定を職員課長に変更する規則改正を行う。</p> |

| 監査の結果  | 講じた措置   |
|--|---|
| <p>1 契約について</p> <p>業務契約において、小額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものがあった。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>同盟会等の出納事務において、経費が精算されていないもの、支出内容が不明瞭なもの、金銭出納簿の記載漏れ等、事務処理に不備のあるものが複数あった。</p> <p>3 債権管理について</p> <p>道路占用料等の歳入徴収簿において、減額すべき案件が長期間放置されているものや、重複記載や納期限等の未記入等、適切に管理ができていないものが複数あった。</p> | <p>1 契約について</p> <p>修繕、業務の契約を行う際は財務規則に基づいて、適切な事務処理を行うよう指導した。課員に対し、修繕や業務の契約に関する財務規則の研修を年度内に実施する。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>精算、戻入処理を実施した。領収書、納品書の但し書きについては、購入品の内容の記入を確認するように徹底する。金銭出納簿への記載漏れについては、記載を行い、今後遅滞なく記載するよう改善する。</p> <p>上記の事務改善を図るため、チェックリストの作成、決裁時の確認者の増員等、チェック体制を強化する。また、課員に対し、収入や支出に関する財務規則の研修を年度内に実施する。</p> <p>3 債権管理について</p> <p>減額処理や重複記載の解消及び納入期限等の記載を行った。</p> <p>上記の事務改善を図るため、チェック体制の強化や、債権管理に関する研修を年度内に実施する。</p> |

建設交通部 都市・交通課

| 監査の結果  | 講じた措置   |
|--|---|
| 1 補助金等について<br>補助金が翌年度の事業に充当されているものがあつた。補助金交付の適正化に努められたい。 | 1 補助金等について<br>交付した補助金に残額が生じた場合には、返還を求めることとした。 |

建設交通部 用地課

| 監査の結果   | 講じた措置   |
|---|---|
| 1 歳入について<br>金銭分任出納員から引き継がれた現金が速やかに払込みされず、出納員が収入金を数日間保管していることが常態化していた。収入事務の適正化に努められたい。 | 1 歳入について<br>課内でのチェック機能を強化し、収入金があつた翌営業日には必ず振込みできる体制を整えた。 |